(傍線部分は改正部分)

〇 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)

⑥ 前各項に定めるもののほか、修習給付金	こととし、その額は、路程に応じて最高裁判転することが必要と認められる場合にその移	転給付金は、司法修習生がそのほかは、	の範囲内こおいて最高戯判所が定める額とする。)に支給することとし、その額は、家賃として	他の最高裁	以下この項において同じ。)を借り	④ 住居給付金は、司法修習生が自ら居住するた	裁判所が定める額とする。	ないことその他の司法修習生の置かれてい	するために必要な費用であつて、その修習	③ 基本給付金の額は、司法修習生がその修	② 修習給付金の種類は、基本給付金、住居	付金を支給する。	習のため通常必要な期間として最高裁判所が定め	第六十七条の二 (修習給付金の支給) 司	改正
の支給に関し必要な事	判所が定める額とする	2件い住所又は居所を移	額とする。 家賃として通常必要な費用	判所が定める場合を除くっている場合(酢作者か	家賃(使用料を	るため住宅(貸間を含		いる状況を勘案して最高	1に専念しなければなら	習期間中の生活を維持	住居給付金及び移転給付金		②が定める期間、修習給	司法修習生には、その修 (新設)	案
															現
															行

項は、最高裁判所がこれを定める。

間 修習生 金 以下この条において同じ。 であっ (司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金 司法修習生に対し、 t 7 の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期 条の三 修習給付金の支給を受けてもなお必要なものをいう。 |習専念資金の貸与等) その申請により、 無利息で、 最高裁判所は、 修習専念資 司

- ろによる。② 修習専念資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるとこ② 修習専念資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるとこ以下この条において同じ。)を貸与するものとする。
- ③ 最高裁判所は、修習専念資金の貸与を受けた者が災害、傷病その。 最高裁判所は、修習専念資金の貸与を受けた者について修習の他やむを得ない理由により修習専念資金を返還することが困難である事由があるときは、その返還の期限を猶予することが不可能できる。 この場合においては、国の債権の管理等に関する法律ができる。 この場合においては、国の債権の管理等に関する法律ができる。 この場合においては、国の債権の管理等に関することが困難の他やむを得ない理由により修習専念資金の貸与を受けた者が災害、傷病その。
- することができる。 くなつたときは、その修習専念資金の全部又は一部の返還を免除若しくは身体の障害により修習専念資金を返還することができな金 最高裁判所は、修習専念資金の貸与を受けた者が死亡又は精神
- し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。前各項に定めるもののほか、修習専念資金の貸与及び返還に関

第六十八条 (罷免等) 最高裁判所は、司法修習生に成績不良、

以下この条において同じ。)を貸与するものとする。 修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。 司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金(司法生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、第六十七条の二 (修習資金の貸与等) 最高裁判所は、司法修習

よる。 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところに

2

3

- とき、 律第百十四号) やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつた。最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他 合においては、 があるときは、 ることが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事 又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返 第二十六条の規定は、 国の債権の管理等に関する法律 その返還の期限を猶予することができる。 修習資金の貸与を受けた者が災害、 適用しない。 (昭 和三十 -一年法 場 還 由 す
- きる。ときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することがでときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができなくなつた() 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若し
- 要な事項は、最高裁判所がこれを定める。
 ⑤ 前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必

第六十八条 (罷免) (新設)

° (1) して最高裁判 心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事 定めるところにより 所の 定める事由があると認めるときは、 その司法修習生を罷免することができる 最高裁判 由と 所

2 ことができる。 その司法修習生を罷免し、 事由があると認めるときは 習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める 最高裁判所は、 司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修 その修習の停止を命じ、 最高裁判所の定めるところにより、 又は戒告する

> 認めるときは、 るときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると 最高裁判所は、 その司法修習生を罷免することができる。 司法修習生の行状がその品位を辱めるも のと認め

附

附

則

1 3

略

(削る)

(削る)

5

1 3 略

4 裁判所の定めるところにより、 分については、 るもののほか、 のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部 は 第六十 とあるのは 適用しない。 七条の二 この限りでない」と、 第一項」とあるのは「第一項」とする。 この場合において、 国庫から一 の規定は、 定額の給与を受ける。 平成二十三年十月三十 その修習に専念しなければならな 同条第三項中「前項に定め 第六十七条第一 ただし 項中 日までの間 「最高 修習

第百三十九号) 院の教育と司法試験等との連携等に関する法律 を行う観点から を踏まえつ 第六十七条の二第 いて の検討 へ つ 附則第二条の規定による法曹の養成に関する制度 法曹の 検討が行われるべきものとする。 お V 項の修習資金の貸与については、 養成における司法修習生の 司 法修習生に対する適切な経済的支援 (平成十四年法律 修習の位置付 法科大学

- 3 -